

福祉情報

児童手当・特例給付の「現況届」を提出してください

児童手当・特例給付を受けている方は、毎年6月中旬に養育等の状況等を確認するため現況届の手続きが必要となります。

▼届出期限 6月30日(水)

▼問い合わせ先

社会福祉課 子育て支援班
☎ 82・9519

6月手話通訳者設置日

社会福祉課に手話通訳者を設置しています。

▼設置日

7日(月)・14日(月)・21日(月)・28日(月)

▼時間 8時30分～12時
13時～16時30分

※プライバシーの保護には細心の注意を払っています。

▼問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班
☎ 82・9519

困りごと・心配なこと お気軽にご相談ください!!

仕事のこと、生活のこと、お金のこと、お困りごとはありませんか。相談員と一緒に解決します。

▼日時 6月23日(水)

13時30分～15時30分

▼場所 市役所会議棟会議室

(ハローワーク隣)

▼問い合わせ先

社会福祉課 生活支援班
☎ 82・9547

「心の病」家族相談の開催

▼日時 6月19日(土)

10時～12時

▼対象者 家族が心の病やひきこもりをしていて悩んでいる保護者の方々

▼開催場所 ジョイントリー

津久見市地蔵町2830

▼参加費 無料

▼問い合わせ先

白津あけぼの会 神田
☎ 82・8442

重度心身障がい者医療 費給付事業受給資格の 自動更新について

令和元年10月受診分から「自動償還払い」に移行したこともあり昨年度から更新手続きが不要となっています。

毎年7月中旬に自動更新処理により所得判定し個別に通知致します。

※住所変更、保険変更等があった場合は届出が必要です。

▼重度心身障がい者医療費給付事業とは、次の対象者が医療機関で支払った費用の全部または一部を助成する制度です。

※保険適用外の費用、食事療養費については対象外です。

※この制度には所得制限があります。

▼対象者 市内に住所を有する方で、

①身体障害者手帳1、2級の所持者

②療育手帳A1、A2の所持者

③身体障害者手帳3級所持者

・耐用年数経過後に補聴器を更新する費用

負担割合

対象経費の3分の2を助成します。

▼問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班
☎ 82・9519

心の健康相談

▼内容 精神保健・福祉・医療に関する相談(心の相談、精神疾患の医療・日常生活・社会復帰に関すること、認知症、アルコール・薬物依存、ひきこもり、思春期問題等に関すること)

▼相談日 6月24日(木)

▼相談担当者 専門医

▼相談場所 中部保健所

※要予約。面接相談です。

予約は前日の午前中までにお願ひ致します。

▼問い合わせ先

中部保健所 ☎ 62・9171



手話実践講座を開催します!!

手話講習会基礎課程修了者(以前に修了された方も受講可能です)を対象にレベルアップを図り、実践的に学ぶ講座です。
今回は「ステップアップコース」「上級コース」を開催します。

【時間】 19時～21時 ※日程は右表のとおり。

【場所】 市公民館

【受講費用】 テキスト代500円 ※「通訳事例集」を持っていない場合は800円追加となります。

【申込締切】 7月5日(月)

【問い合わせ先】 社会福祉課 障がい支援班 ☎ 82-9519

回	日程
1	7月15日(木)
2	8月26日(木)
3	9月16日(木)
4	9月30日(木)
5	10月 7日(木)
6	10月21日(木)

療育相談会

者でIQ50以下の方等
④精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(精神病床上おける入院を除く)

▼問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班
☎ 82・9519

在宅の障がい児およびその家族のための、療育相談を行います。

▼日時 6月13日(日)

9時～15時

▼場所 交流センターすくらむ

白杵市大字白杵72・137

▼相談内容 口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路(就学)福祉サービス等

※専門スタッフが対応します。

※予約制

▼申込・問い合わせ先
さぼーとセンター風車
☎ 63・5888

※各講座等の開催の有無については問い合わせ先にお尋ねください。

身体障がい者自動車運転 免許取得助成について

第1種普通自動車運転免許を取得しようとする身体障がい者に対し、免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就労等社会参加活動への推進を図ることを目的とします。

助成対象者

○津久見市に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた、障害程度等級表の1級から4級までの障がい有する者で免許の取得により社会参加が見込まれる者。

助成経費

・助成金の交付は、1人1回限りとします。

・助成金の額は、免許の取得に直接要した費用の3分の2以内の額とします。

※ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とします。

▼問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班
☎ 82・9519

軽度・中度聴覚障がい児 支援について

公的助成を受けられない軽度・中度の18歳未満の聴覚障がい児に対して補聴器購入費用等の一部を助成し、言語の習得やコミュニケーション能力等の成長及び教育等における健全な発達を支援します。

助成対象者

①津久見市に住所を有している方

②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、法令の規定に基づく補聴器の交付対象とならない方

③補聴器・人工内耳の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師に判断された方

※本人または世帯員のうち市町村民税所得割の納税額が46万円以上の人がいる場合は助成の対象外です。

対象経費

・新規補聴器を購入する費用
・補聴器・人工内耳の修理に要する費用